



広島県報

号 外
第 135 号

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月 額 2,700円

目 次

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
 選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
 選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成十八年九月十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

四六、五二一

広島県選挙管理委員会告示第四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六百

十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成十八年九月十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

四五四、三三七

広島県選挙管理委員会告示第四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十八年九月十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三四、一八二
広島市東区	三一、九〇五
広島市南区	三六、九二三
広島市西区	四八、六〇九
広島市安佐南区	五六、五四八
広島市安佐北区	四一、四八五
広島市安芸区	二〇、二七八
広島市佐伯区	三三、四八九
呉市	五四、七九八
竹原市	八、五九三
三原市	二二、〇〇七
尾道市	二五、一三八
因島市	七、七八〇
福山市	一〇六、九一八
沼隈郡	一一、一四一
府中市	一〇、三九四
三次市	

比 婆 郡	双 三 郡	甲神 奴石 郡	芦 品 郡	深 安 郡	世 羅 郡	御 調 郡	豊 田 郡	賀 茂 郡	高 田 郡	山 県 郡	佐 伯 郡	安 芸 郡	廿 日 市	東 広 島 市	大 竹 市	庄 原 市
六〇六二	五一〇〇	六四二一	五九二二	一一、二二三	五、二七二	八、一八四	一九、三六〇	一一、二六七	九、三二八	八、〇八三	一九、二二八	四一、二九九	二〇、〇一六	三一、五七二	八、三三四	五、六一五